

○もう一度確認したい 36 協定

時間外及び休日労働に関する協定のことを労働基準法第 36 条の規定から「サブロク協定」と呼びます。これは事業所と従業員代表が「1 日 8 時間・週 40 時間を超えての残業や休日労働をします」という取り決めのことです。残業や休日労働をすることがある事業所は一年に一度、労働基準監督署に届け出る必要があります。最近の労働基準監督署調査の目的として過重労働対策が挙げられており、36 協定の取り扱いが今まで以上に重要性を持つものになっています。今回は 36 協定についてポイントを整理してみたいと思います。

①事業所(支店・営業所)ごとに 36 協定の届出を行っているか

②実際の時間外・休日労働が 36 協定の範囲内になっているか (原則 1 ヶ月：45 時間、1 年：360 時間)

③労働者代表の決め方は適切か 例え以下のようなものが考えられます。

- 36 協定を締結するにあたって、過半数代表者を選出することが必要である旨、事業場内に通知する。
- その上で、期日を指定して、立候補者を募る。立候補者がいれば、投票・挙手等で信任を問う。
⇒過半数の信任があれば、決定。
- 立候補者がいなければ、同様に期日を指定して、適任者と思う人を推薦してもらう。
- 推薦された人に対して、投票・挙手等で信任を問う。⇒過半数の信任があれば、決定。

④限度時間を超えて時間外労働を行わせる場合は、36 協定に「特別条項」を設けているか

※どうしても 36 協定の限度時間を超えて労働させることが必要な場合は、その具体的な理由と延長する時間を取り決めた「特別条項付き 36 協定」を締結することで、限度時間を延長して労働させることができます。

○産業別最低賃金額(埼玉県)について

～最低賃金

平成 29 年の産業別最低賃金額が決まりました(スタートは平成 29 年 12 月 1 日から)。産業別最低賃金額は一定の産業について決められており、地域別の最低賃金(埼玉県 871 円)より高い額になっています。

輸送用機械器具製造業	918 円
非鉄金属製造業	904 円
自動車小売業	916 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	909 円
光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業	917 円
各種商品小売業(主に百貨店、総合スーパー)	849 円※

※各種商品小売業については平成 29 年の変更はありません。この場合地域別最低賃金額が上回るので 871 円が最低賃金額になります。

○年金事務所から「マイナンバー等確認リスト」が発送される予定です

現在、雇用保険についてはマイナンバーの利用が開始されており、今後、この流れは社会保険にも拡大されることになっています。日本年金機構では加入者のマイナンバーの確認作業を進めておりますが、その過程で年金機構が管理している情報(氏名・性別・生年月日、住所)と住民票の情報が相違している等の理由で、マイナンバーの確認が取れない方がいます。そこで年金事務所では、マイナンバーが確認できない従業員の方がいる事業主宛てに「マイナンバー等確認リスト」の発送を予定(今年の 12 月中旬以降)しています。なお、該当者がいない事業主には送付されませんので、対応は不要です。併せて、「マイナンバー等確認リスト」に関する問合せのための照会ダイヤルが設置(平成 29 年 12 月 20 日以降)にされる予定です。不明な点がございましたら、あおば事務所までご相談ください。

○心の健康づくり計画助成金のご案内(再掲載)

～助成金

この助成金は 労働者健康安全機構のメンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき「心の健康づくり計画」を作成し、メンタルヘルス対策を実施した場合に助成を受けることができる制度です。(実施対象期間 H30. 3. 31 まで)

支給額 10 万円※ 1 企業当たり 1 回限り

- メンタルヘルス対策促進員の訪問による助言・支援(無料)を受け、平成 29 年度以降、新たに心の健康づくり計画を作成し、従業員に周知する。
- 「心の健康づくり計画」に基づき、具体的なメンタルヘルス対策(メンタルヘルス研修など)を実施する。

※あおば事務所の年末年始の休業は、12 月 29 日から 1 月 4 日までとさせていただきます。